

○大津町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成11年 1 月18日

要綱第 3 号

改正 平成18年 3 月30日要綱第 4 号

平成20年 3 月21日要綱第 6 号

平成26年 3 月25日要綱第 7 号

平成29年 4 月 1 日要綱第27号

令和 5 年 2 月10日要綱第 3 号

(設置)

第 1 条 介護保険事業計画策定及び老人保健福祉計画の見直しのため、大津町介護保険事業計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、意見を述べる。

- (1) 介護保険事業計画策定及び老人保健福祉計画の見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げる計画の進行管理に関すること。

(組織)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 行政関係職員
- (4) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、3 年とし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(関係者の出席)

第 5 条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(企画委員)

第6条 策定委員会に第2条の調査・検討及び介護保険事業計画及び老人保健福祉計画を立案するため、企画委員会を置く。

2 企画委員は、町長が委嘱する。

3 企画委員会に委員長を置き、委員長は会務を総理する。

4 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、介護保険主管課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日要綱第4号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日要綱第6号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日要綱第7号)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日要綱第27号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月10日要綱第3号)

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。